

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認島根地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 3 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 7 月から 44 年 5 月まで
② 昭和 51 年 7 月から同年 9 月まで

加入手続や保険料の支払いはどこで行ったか覚えていないが、私は母から、20 歳になったら国民年金に加入するよう言われていたので、20 歳から国民年金に加入して保険料をきちんと納付しているはずだ。

また、国民年金任意加入の時は、国民年金保険料の費用を捻出することに苦労したが、専業主婦で将来の保障も無いため、せめて国民年金だけは払い続けていこうという気持ちで払ってきた。20 歳からの 23 か月間と任意加入時の 3 か月間が未納となっているのは納得できないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、申立人自身が国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行った記憶は無く、申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料も納付していたのではないかと供述している。

しかし、申立人の母親が、申立人の申立期間①に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、当該期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人が A 市区町村及び B 市区町村に住居登録している期間（申立期間を含む昭和 41 年 7 月 2 日から 47 年 5 月 31 日まで）に、C 市区町村在住の申立人の母親にあて、申立人の国民年金保険料の納付通知があったとは考え難い。

さらに、D社会保険事務所及びE社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立期間①において申立人の氏名は見当たらず、このほかに申立人に係る国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

一方、申立期間②については、3か月と短期間である上、申立人は、申立期間②を除く前後の国民年金任意加入期間について、保険料をすべて納付しており、申立期間②当時の申立人の納付意識が高かったことがうかがえるところ、申立人が、あえて、申立期間②の国民年金保険料のみを納付しないのは不自然である。

また、申立期間②の前後を通して、申立人の生活状況に大きな変化はうかがえない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年7月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は、昭和58年12月20日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立人の標準報酬月額については、18万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年12月20日から58年12月20日まで
昭和57年10月1日から58年12月19日までA事業所で継続して勤務したが、同事業所における厚生年金保険の加入記録が57年10月1日から同年12月20日までとなっており、申立期間が未加入となっているので、この期間を厚生年金被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の元役員及び同僚の供述により、申立人は昭和57年10月1日から58年12月19日まで同事業所に勤務していたことが推認できる。

また、元役員が保管する社会保険事務所の受付印が押印された「健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」によると、資格喪失日は「58年12月20日」と記載されていることが確認できるほか、その元役員は、「申立期間中は、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していた。」と供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、事業主は、申立人が主張する昭和58年12月20日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における昭和57年11月の社会保険事務所の記録及び「健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」の記録から18万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A事業所における資格取得日に係る記録を昭和51年10月5日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年10月5日から同年12月1日まで
昭和51年10月5日から53年8月までA事業所に勤務したが、51年12月1日に厚生年金保険に加入した記録となっている。51年11月分及び同年12月分の給与明細書に厚生年金保険料が控除されている記載があるので申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録並びに申立人から提出された給与明細書により、申立人は、昭和51年10月5日から53年8月26日までA事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和51年11月分及び12月分の給与明細書の記録から、7万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「根拠資料は無いものの納付したと思われる。」と主張しているものの、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和21年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、22年5月1日に喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人に係るA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和21年4月と同年5月を150円、同年6月から22年4月までを270円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月1日から22年5月1日まで

申立期間は、A事業所に正社員として勤務した。申立期間当時に一緒に働いていた同僚は、その当時の厚生年金保険記録があるとのことである。申立期間の厚生年金保険被保険者記録を認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人がA事業所において厚生年金保険に加入した記録が確認できないが、社会保険事務所が保管するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と生年月日が同じで、申立人の氏名と一字違いのB氏が、昭和21年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、22年5月1日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、当該記録は、現在75歳を超えているにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録は基礎年金番号に統合されておらず、未統合の記録となっている。

さらに、当該被保険者名簿によると、B氏の氏名の前後の欄に、申立人が名前を挙げた3名の同僚の氏名が確認できる上、そのうち一人は「申立人と同時期に入社し一緒に勤務した。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人の氏名と一字違い未統合となっている厚生年金保険被保険者記録は申立人の厚生年金保険被保険者記録と認められる。

なお、標準報酬月額については、未統合の厚生年金保険被保険者記録から、昭和21年4月と同年5月を150円、同年6月から22年4月までを270円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から56年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和3年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年4月から56年4月まで

A市区町村に住んでいた時、被扶養者も国民年金に任意加入できることを知り、A市区町村役場B出張所で加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。その後、昭和55年7月に夫の転勤でC市区町村に転居し、C市区町村で加入継続の手続をした。申立期間が未納になっているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、A市区町村役場B出張所で国民年金の任意加入手続を行ったと供述しているところ、D社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の氏名は見当たらず、一方、申立人が所持している国民年金手帳の記号番号は、昭和56年5月22日以降にE社会保険事務所で払い出されていることが確認できる。

さらに、F市区町村（旧C市区町村）が保管する昭和56年度国民年金収納簿によると、申立人が昭和56年5月に国民年金被保険者資格を新規に取得したことを示す表示が確認できる。

加えて、申立人は、昭和56年7月23日にG市区町村に転入した際、国民年金からの脱退を申し出たところ、担当者に「脱退したら、今まで納付した国民年金保険料が無駄になる。」と言われて思いとどまったと供述していることから、申立人がG市区町村に転入するまでの間の国民年金保険料の納付済期間は、当時の通算老齢年金の支給要件を満たさない1年未満であったものと推認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年9月から50年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年9月から50年6月まで
昭和48年9月に家庭の事情によりA都道府県からB市区町村に帰り、B市区町村内の会社に就職するまでの国民年金の記録が無い。当時の記憶、資料は無いが、年金記録について調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は、申立期間における国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付についての記憶が曖昧であり、申立期間における国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、昭和48年9月にB市区町村の実家に帰った際に、B市区町村役場で国民年金の加入手続を行ったとしているが、B市区町村役場が保管する国民年金被保険者名簿及び社会保険事務所が保管する国民年金受付処理簿兼国民年金被保険者台帳管理簿によると、申立期間において申立人の氏名は見当たらず、このほかに申立人に係る国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 11 月 1 日から 39 年 1 月 1 日まで
申立期間はA社で勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の供述により、申立人がA社に勤務していたことは推認できるが、その同僚から聴取しても、同社における申立人の勤務時期や保険料控除の状況について明確な回答は得られない。

また、A社は、「当時の社会保険関係の資料は事務所移転に伴ってすべて廃棄しており、何も分からない。」と供述しており、申立人の同社における勤務実態や厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況について、確認できる関係資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人は昭和 37 年 11 月 1 日から勤務したとしているところ、申立人が名前を挙げた同僚は、「中途採用者は、入社時は臨時職員として扱い、正職員になるまでの期間は試用期間となるため、厚生年金に加入していない。」と供述している上、他の同僚も「入社後に試用期間があり、しばらくしてから厚生年金に加入した。」と供述していることから、当時、事業主は入社後すぐには厚生年金保険の加入手続を行っていなかったことがうかがえる。

加えて、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も認められないことから、申立人に係る厚生年金保険記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年5月1日から52年1月21日まで

私が昭和48年5月1日から52年1月21日まで勤務したA社における標準報酬月額は、社会保険庁の記録によると3万3,000円から5万2,000円となっている。

しかし、A社の退職時の月給（税込）は10万円程度であったと記憶している上、次に勤務した事業所では、A社と同じ業務・同じ給与条件で就職したにもかかわらず、標準報酬月額が11万8,000円となっていることからすると、A社における標準報酬月額は低すぎると思う。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録により、申立期間当時、A社に勤務した複数の同僚の標準報酬月額は、申立人と同額又はほぼ同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが低額であるなどの不自然さは見受けられない。

また、所在を確認できた6名の同僚のうち、回答のあった3名はいずれも、「自身に係る社会保険庁の標準報酬月額の記録に間違いはない。」旨を回答しているほか、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ても、標準報酬月額の記録が訂正された痕跡は認められない。

さらに、社会保険庁の記録では、A社は昭和56年7月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は故人となっており、申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除の状況等について確認できる関連資料や証言を得ることができない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。